

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第9号

答申番号：令和7年答申第1号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対してなした法第63条の規定による令和4年2月3日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和元年12月27日、審査請求人は法による保護を申請し、同日付けで、処分庁は審査請求人世帯の保護を開始した。審査請求人は、通帳を紛失した預貯金を含めて、手持金は5万円前後であると申告した。
- 2 令和2年2月27日、処分庁は、法第29条第1項の規定に基づく調査の結果、銀行から受理した調査の回答書から、審査請求人が保護申請日時点において、41万4,312円の預貯金（以下「本件預貯金」という。）を有していたことを確認した。
- 3 令和2年5月29日、処分庁は、審査請求人から、本件預貯金の詳細について、令和元年12月5日に、旧住所地にて同居していた友人（以下「元同居人」という。）から37万円を借り入れ、借入金元同居人との生活費の支払いや元同居人の生活用品を購入することで返済したと、申立てを受けた。
これを受けて、処分庁は、審査請求人に対し、申立て内容を確認するため、元同居人に、その旨を一筆もらい、提出するよう指導した。
- 4 令和2年7月14日、審査請求人は、処分庁に対し、同年6月9日に○に転居した旨の申立てを行った。なお、この日以降、審査請求人は、処分庁からの連絡に応答しなくなった。
- 5 令和2年7月15日、処分庁は、審査請求人の市外転出により、転出翌日の令和2年6月10日付けで保護廃止を決定した。
- 6 令和2年11月30日、処分庁は、審査請求人に対し、12月15日までに挙証資料の提出がない場合は、保護開始当初の預貯金相当額について返還請求を行う旨を記載した文書を送付した。
- 7 令和3年9月24日、処分庁は、クレジットカード会社に対して、法第29条第1項の

規定に基づく調査を行い、令和3年10月25日及び同月28日に回答書を受理し、保護開始後の銀行口座からの引き落としに保護開始前のカード利用分が含まれていることを確認した。

- 8 令和3年11月10日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、法第63条及び第77条の2の適用並びに自立更生費の認定について具体的に検討し、方針を決定した。

また、同日以降から本件処分が行われる令和4年2月3日までの間、処分庁は、審査請求人と連絡がとれるとされる審査請求人の母との間で複数回、長時間にわたって電話連絡を行い、法第29条第1項の規定に基づく調査及びケース診断会議の結果等について、繰り返し説明を行った。審査請求人の母からも、各種事情の説明及び費用返還に関する質問や苦情、陳情が行われた。

- 9 令和4年2月3日、処分庁は、保護開始前に生活費として費消したカード利用分15万5,164円については自立更生費として認め、支給済み保護費41万159円から自立更生費を引いた額25万4,995円を返還額とする本件処分を決定した。

- 10 令和4年5月2日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があるというものである。

生活保護を申請するためには住居を借りていなければならないと聞いたため、住居を賃借しようとした。その際、不動産会社の担当者からは一定額の預貯金が無くては貸せないと条件を出されたため、元同居人から一定額借り入れ、一時的に預貯金を作る事で住居を賃借した。本件処分の原因となっている本件預貯金はこの時の借入金であるが、既に返済しており、保有していない。

また、処分庁はこのような預貯金の経緯について確認してきていたにもかかわらず、後に処分庁からは生活保護申請日に預貯金があれば経緯は関係ないと矛盾したことを言われた。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

処分庁は、審査請求人及びその母から、前述第1の3の申立内容に係る挙証資料が提出されず、審査請求人が借入先だと主張している元同居人の連絡先等の提供もなかったため、法第29条第1項の規定に基づく調査を行い、審査請求人の申立て内容を十分に精査した上で、組織的に控除の可否を検討し、保護開始前の生活費相当額を自立更生費として控除して処分を行っており、処分は適法かつ適正に行われたものである。

よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力

その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

(2) 法第24条第1項第4号は、保護を申請する者に、資産及び収入の状況の申告を義務付けている。また、法第61条は、保護開始後の被保護者につき「収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたとき」の届出義務を規定している。

(3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。同条にいう「資力」とは、基本的に法第4条第1項にいう「資産」と同義であり、積極財産の総称をいうものと解されている。

(4) この法第63条の規定による費用返還について、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1（1）では、「原則、全額を返還対象とすること。」としつつも、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」を返還請求額から控除することができることとしている。

そのうち、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」については、同（1）④（エ）において「自立更生の範囲には含まれない」としている。

(5) また、法第63条の規定の適用に関し、保護開始時から資力を有していた場合については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13の23の答(1)において、「もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである」から、「必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない」としている。地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。」と規定し、同条第2項は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。」と規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 費用返還義務について

預貯金の原資、使途及び目的にかかわらず、保護を受ける場合に該当しない額の資産を保護開始時点で有していたことが後に判明したときは、法第63条により被保護者は保護実施機関が定める額を返還する義務を負う。そして、法第63条にいう「資力」とは、法第4条第1項及び法第8条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」と同義であるとされるところ、法はこれについて特に限定をしていない。このため将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、原則として利用し得る資産に該当する。

本件において、審査請求人は、保護申請時点において、審査請求人が借入金であると主張するものを含めて41万7,086円の資産を有しており、資力がありながら保護を受けたものといえ、保護申請時から保護廃止時まで受給した保護費の41万159円の範囲内で法第63条に基づく費用返還義務を負う。

よって、法第63条の規定を適用して本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

イ 自立更生費の検討について

本件においては、処分庁は令和3年11月10日開催のケース診断会議により、自立更生費の有無を具体的に検討した上で、本件預貯金の一部については、保護開始前の審査請求人世帯の生活費に充てられたものとして、過支給である保護費全額の41万159円から自立更生費15万5,164円を除いた額25万4,995円を同条の規定に基づく返還額として組織的に決定している。

この自立更生費の検討に際しては、これに先立って審査請求人への自立更生費の説明を行い、自立更生計画書の提出等を求めるべきと考えられる。しかし、本件では、審査請求人が令和2年7月14日以降、処分庁からの連絡に応答しなくなっている。また、上記ケース診断会議から実際に本件処分が行われた令和4年2月3日までの間、処分庁は、審査請求人と連絡が取れるとされる審査請求人の母との間で、繰り返し説明を行っていた。

これらの事情を考慮すると、審査請求人に直接の自立更生費の説明等を行わずに本件処分を行った事については、やむを得ない措置であったといえ、この点について処分庁の裁量判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 審査請求人の主張に関する検討

(ア) 審査請求人は、本件処分が取り消されるべき理由として、借入金は既に返済しており保有していない旨主張する。

しかし、第6の1(2)アで述べたとおり、法の上では借入金であっても活用すべき資産として扱われ、保護開始時において保有している場合には法第63条に基づく返還請求の対象となる。また、第5の(4)で述べたとおり、保護開始前の債務に対する弁済のために、保護開始後に保有していた資産を費やしたとしても、その額を返還額から自立更生費として控除することは認められな

い。

それゆえ、審査請求人のこの主張には理由がない。

- (イ) その他、審査請求人は、本件処分が取り消されるべき理由として、第4の1で述べたとおり処分庁の矛盾発言を挙げている。

しかしながら、法第29条第1項の規定に基づく調査を行う前に、被保護者自身へ資料の自主的な提出を求めることは、法第24条第1項第4号の申告義務及び法第61条の届出義務からしても正当な対応である。また、本件における費用返還義務は、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことにより生じるから、生じた以降の処分庁の発言いかんによって返還義務が否定されるものではない。

それゆえ、審査請求人のこの主張には理由がない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年11月15日 審査庁が審査会に諮問

令和6年12月10日 第1回調査審議（第1部会）

令和7年1月15日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和7年2月4日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和7年2月5日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分の争点は、保護開始時に審査請求人が所持していた金銭のうち、審査請求人が借入金であると主張する一定額が保護開始時点で有していた資産と言えるかであるから以下検討する。

(1) 借入金が資産に当たるか

本件において、審査請求人が借入金であると主張する金銭について、処分庁は審査請求人に対し、元同居人から金銭を借り、それを返済した事実を証する書面等の提出を促している。それにもかかわらず、審査請求人から立証がないのであるから、処分庁が、審査請求人が借入金であると主張するものを含めて41万7,086円の資産

を有しており、資力がありながら保護を受けたものと判断して行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 自立更生費の検討について

処分庁はケース診断会議により、自立更生費の有無を具体的に検討した上で、本件預貯金の一部については、保護開始前の審査請求人世帯の生活費に充てられたものとして、自立更生費として認めており、処分庁の裁量判断に違法又は不当な点は認められない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳